# 三重県情報公開・個人情報保護審査会 答申

令和 6 年10月 三重県情報公開・個人情報保護審査会 答 申

## 1 審査会の結論

実施機関は、本件部分開示決定を一部取消し、本件審査請求に係る部分を開示することが妥当である。

#### 2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和5年11月8日付けで三重県情報公開条例(平成11年三重県条例第42号。以下「条例」という。)に基づき行った「特定の事業協同組合の設立認可申請書と附属書類の全て」についての開示請求(以下「本請求」という。)に対し、三重県知事(以下「実施機関」という。)が令和5年11月21日付けで行った公文書部分開示決定(以下「本決定」という。)について、取消しを求めるものである。

### 3 本件対象公文書及び本件非開示情報について

本件審査請求の対象となっている文書(以下「本件対象公文書」という。)は、特定の事業協同組合から実施機関へ提出された中小企業等協同組合設立認可申請書とその添付書類である。

実施機関が非開示とした情報で、審査請求人が開示を求めている情報(以下「本件非 開示情報」という。)は、以下の情報である。

- (1)「役員名簿」の氏名欄、法人名及び員外別欄
- (2)「創立総会議事録」の出席設立時理事及び出席設立時監事の氏名、役員の氏名
- (3)「役員就任承諾書」の役員の氏名

# 4 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

本件非開示情報は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、条例第7条第3号ただし書イ及び口に該当する情報であるため、開示されるべきである。

当該事業協同組合は、災害の被災地を狙って被災者を騙す特定商取引法違反の訪問販売事業者であり、当該事業協同組合の違法行為は、組合の理事全員の連帯責任である。

「三重県」との名称を冠する屋号の使用を認め、あたかも「三重県」が関与している かの如き装いを黙認してきたことで、被災者はたやすくだまされ被害を受けてきた。

県は、詐欺的商法を公表して、災害被災地における違法行為の再発を防止すべきところを、「個人情報である」、「法人情報であり、競争上不利益を与える」などと違法行為の実態を非公開にしており、法は何のためにあるのかという基本中の基本を忘れた解釈運用である。

当該事業協同組合の前代表が、詐欺罪の嫌疑で逮捕されたことは、大々的に報道されている。

過去に県外で行った特定商取引法違反について、県は是正の指示をしているが、この時に認可の取消し等の厳正な措置が取られていれば、県内、県外における詐欺被害も防ぎ得た。監督権者である県の責任は極めて重く、自らの責任を隠蔽するための情報を隠すなど論外の措置であるから、非公開を取消すべきである。

中小企業等協同組合法(以下「協同組合法」という。)第38条の3には役員の第三者に対する損害賠償責任が、第38条の4には役員の連帯責任が明記されており、会社法が規定する第三者責任と同じ内容のため、役員がその職務を行うについて悪意又は過失があったときは第三者に対する損害賠償責任を負うことになっている。被害を受けた第三者は、協同組合法の法人そのものの責任を追及するばかりでなく、役員の責任も追及することができるという建付けとなっている。

### 5 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

役員、従業員等に関する情報は、条例第7条第2号の個人に関する情報に該当し、非 開示とすることが妥当である。

協同組合法第35条の4第1項第1号の規定により、法人は事業協同組合の役員となることができないと定められており、役員には、事業者ではなく個人の立場としてなっていると考えられる。また、協同組合法第84条に規定されている事業協同組合の登記事項により、代表理事の氏名及び住所は公にされているものの、理事等の役員の氏名は公にされることを予定されていない情報である。

仮に役員の氏名等が条例第7条第3号に該当するとしても、事務所に備え置かれた役員名簿は、組合員及び組合の債権者のみが閲覧又は謄写の請求をできるものであり、公にされているものではなく、開示することにより、事業を営む個人がどのような事業協同組合に加入し、どのような他の組合員と協同で事業を営んでいるかが分かり、競争上不利益を与えると認められる。

審査請求人が主張するように、当該事業協同組合に違法行為の疑いがあったとしても、 役員の氏名等が、条例第7条第3号ただし書イ及び口に該当し、公にすることが必要で ある情報とは直ちに認められず、条例第7条第3号本文に該当し非開示とすることが妥 当である。

#### 6 審査会の判断

#### (1)基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断

する。

## (2) 条例第7条第2号(個人に関する情報)の意義について

個人に関する情報であって特定の個人を識別し得るものについて、条例第7条第2号は、一定の場合を除き非開示情報としている。これは、個人に関するプライバシー等の人権保護を最大限に図ろうとする趣旨であり、プライバシー保護のために非開示とすることができる情報として、個人の識別が可能な情報(個人識別情報)を定めたものである。

しかし、形式的に個人の識別が可能であれば全て非開示となるとすると、プライバシー保護という本来の趣旨を越えて非開示の範囲が広くなりすぎるおそれがある。そこで、条例は、個人識別情報を原則非開示とした上で、本号ただし書により、個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきもの等については、開示しなければならないこととしている。

# (3) 条例第7条第2号(個人の関する情報)の該当性について

本件非開示情報は、対象公文書中の役員の氏名並びに法人名及び員外別欄に記載された所属(法人)及びその肩書である。役員を含む法人の構成員の情報については、法人の情報であると同時に、構成員各個人の個人に関する情報でもあると解される。この点について、実施機関が条例第7条第2号(個人に関する情報)に該当すると主張する一方、審査請求人は形式的には個人情報に該当するかもしれないが、事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当し条例第7条第2号からは除外されるべきものであると主張している。

この両者の主張から、本件非開示情報が「事業を営む個人の当該事業に関する情報」 に該当するか否かについて検討する。

#### ア 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」の趣旨

本号は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、これを個人情報から除外し、条例第7条第3号(法人情報)で判断することとしている。これは、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報ではあるものの、当該事業に関する情報としての側面が強いため、法人等に関する情報と同様の要件により非開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号の個人情報からは除外しているものと解される。

ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報であっても、例外的に「公にすることにより当該個人の私生活上の権利利益を害するおそれがあるもの」については非開示とすることができるとされている。これは、事業を営む個人の当該事業に関する情報であっても、同時に当該個人の私事に関する情報の側面もあり、同側面の方が、明らかに大きいような場合にはこれに該当すると解される。

イ 本件非開示情報の「事業を営む個人の当該事業に関する情報」の該当性

本件非開示情報は、協同組合法に基づく事業協同組合の役員の氏名並びに役員名 簿の員外別欄に記載された役員の所属(法人)及びその肩書である。

事業協同組合の役員の資格について検討すると、協同組合法第1条では、中小規模の事業者等が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために必要な組織につ

いて定め、公正な経済活動の機会を確保し、自主的な経済活動を促進し、その経済的地位の向上を図ることをこの法律の目的としており、その協同組合法に基づく事業協同組合の組合員の資格を有する者は、組合の地区内において事業を行う小規模の事業者又は事業協同小組合で定款で定めるものと第8条に規定し、組合員を事業者に限定している。

そのうえで、事業協同組合設立時の役員については、協同組合法第35条第4項ただし書において、設立当時の理事の定数の少なくとも3分の2は、組合員になろうとする者又は組合員になろうとする法人の役員でなければならないと規定されていることから、役員のほとんどが組合員になろうとする事業者であると思料される。もっとも、全ての役員が組合員であるとは限らず、員外役員が事業者ではない可能性もある。

ここで、当審査会で対象公文書を見分したところ、当該事業協同組合の役員全員が組合員になろうとする者又は組合員になろうとする法人の役員であることが確認できた。

事業者等に加入が限定され、加入した事業者等の相互扶助の精神に基づき協同事業を行う当該組合への加入及び設立時役員への就任については、当該個人の事業に関する側面が非常に大きく、また、事業を営む個人の氏名、所属及びその肩書が明らかになることが、当該個人の私生活上の権利利益を害するおそれがあるとまでは考えられないことから、当該組合の役員の氏名、所属及びその肩書は、事業を営む個人の当該事業に関する情報として、本号ではなく第3号で判断することが妥当である。

なお、組合員になろうとする法人の役員については事業を営む個人には該当しないが、協同組合法第35条の4第1項第1号により、事業協同組合の組合員になろうとする法人そのものは役員にはなれず、第35条第4項により、組合員になろうとする者が法人である場合にはその法人の役員が設立時理事の定数に占める割合要件の対象と定められていることからも、当該法人の役員は個人として組合役員への就任意思を示しているのではなく、組合員になろうとする法人の役員として就任意思を示しているものと考えられる。

また、一般の株式会社等であれば役員の氏名及び役職は登記事項として公表されるものであることから、組合員になろうとする法人の役員として当該組合の役員に就任する者の氏名、法人名及びその肩書についても、本号ではなく当該事業協同組合及び所属する法人の法人情報として第7条第3号で判断することが妥当である。

## (4) 条例第7条第3号(法人情報)本文の意義について

本号は、自由主義経済においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、開示することにより、本件法人等又は個人の競争上の地位その他正当な利益が害されると認められるものが記録されている公文書は、非開示とすることができると定めたものである。

(5) 条例第7条第3号(法人情報)本文の該当性について 実施機関は、代表理事を除く役員の氏名については、公にされることを予定されて いない個人に関する情報である旨主張しており、さらに、仮に役員の氏名等が条例第7条第3号に該当するとしても、事務所に備え置かれた役員名簿は、組合員及び組合の債権者のみが閲覧又は謄写の請求をできるものであり、公にされているものではなく、開示することにより、事業を営む個人がどのような事業協同組合に加入し、どのような他の組合員と協同で事業を営んでいるかが分かり、競争上不利益を与えると認められると予備的に主張している。

確かに、事業協同組合の法人登記の際の登記事項としては、協同組合法第84条第2項第7号の規定により「代表権を有する者の氏名、住所及び資格」となっており、事業協同組合の代表理事を除く役員の氏名等は、登記事項として公にされることが予定された情報ではない。

しかしながら、事業協同組合における理事及び監事は、株式会社等における取締役及び監査役に相当する重要な役職であり、理事は理事会を構成して組合の業務に係る意思決定を行い、監事は組合の財産の状況及び業務執行の状況を監査することを職務とする。これらを職務とする役員の責任について、協同組合法第38条の2では「役員は、その任務を怠ったときは、組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」、第38条の3では「役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う」と規定されている。したがって、他の法令に基づき氏名が登記事項とされる公益法人の理事、監事や株式会社の取締役、監査役と同等の責任を課しており、このような理事や監事という職に誰が就任しているかという情報は、当該事業協同組合が経済活動を行う中で、取引を行おうとする第三者がその信用を判断するための重要な要素となるべき情報であって、公にすることにより、社会一般の取引の安全や公正な競争秩序の維持に資することがありこそすれ、公正な競争の原理に反する結果となるとは認められない。

構成員の人事情報は当該組織の内部情報ではあるものの、本号に該当するためには、開示されることにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められる必要があるが、一般の株式会社等であれば公にされている情報でもある役員の氏名が開示されることにより、当該役員が当該事業協同組合に加入し、どのような他の役員と協同で事業を営んでいるかが分かったとしても、当該事業協同組合及び所属事業者に対して具体的にどのような不利益が生じ、事業活動を損なうのか明らかでなく、公にすることにより、法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該情報は、本号本文に規定する非開示情報に該当するとは認められず、非開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

#### (6)結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1審査会の処理経過のとおりである。

# 別紙 1

# 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容			
R 6 . 2 . 9	・諮問書及び弁明書の受理			
R 6 . 2 . 22	・実施機関を経由して審査請求人から反論書の受理			
R 6 . 3 . 13	・実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望 の有無の確認			
R 6 . 4 . 1	・審査請求人から意見書の受理			
R 6 . 7 . 2 6	・書面審理 ・審査請求人の口頭意見陳述 ・実施機関の補足説明 ・審議 (令和6年度第4回第1部会)			
R 6 . 8 . 2 3	・審議 (令和6年度第5回第1部会)			
R 6 . 9 . 20	・審議 (令和6年度第6回第1部会)			
R 6 . 10 . 22	・審議 ・答申 (令和6年度第7回第1部会)			

# 三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏	名	役 職 等
会 長 (第二部会部会長)	片山	眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
会長職務代理者 (第一部会部会長)	川本	一子	弁護士
委員	須川	忠 輝	三重大学人文学部准教授
委員	仲 西	磨佑	司法書士
委員	三 田	泰 雅	四日市大学総合政策学部教授
委員	小川	友 香	税理士
委員	名島	利喜	三重大学人文学部教授
委員	山崎	美幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、 印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。